

自主防災組織の 活動について

くらしき防災士の会

自主防災組織の役割

- ▶ 大規模災害時には、公的支援に限界がある
- ▶ 自分たちの地域は**自分たちで守る**という気持ち
- ▶ 自助・共助にもとづく地域防災力の向上



自主防災組織の心構え

- ▶ 行政や公的支援をあてにしない。
- ▶ 責任をかぶらない。
- ▶ 特定の人に負担がかからないようにする。
- ▶ **避難の率先者となる。**
- ▶ **持続可能な活動計画**を立てる。
- ▶ 釜石市の避難三原則
 - 「想定にとらわれるな」
 - 「その状況下において最善を尽くせ」
 - 「避難率先者たれ」



多様な主体による地域防災への取り組み

- ▶ 企業や地域との連携
- ▶ 学校・大学を拠点とした活動
- ▶ 多様な主体による防災まちづくりの活動
 - ▶ 中島学区コミュニティ会議
 - ▶ 中島地区社会福祉協議会
 - ▶ 中島小学校PTA
- ▶ 防犯活動との連携



災害時要援護者を地域の力で守る

▶ 災害時要援護者とは

- ▶ 倉敷市では以下に該当する方を対象としています。
ただし、施設や病院に長期入所・入院中の方は除きます。
 - ・ 高齢者（65歳以上の方のみの世帯、65歳以上の方と児童のみの世帯）
 - ・ 介護保険の要介護3以上の方
 - ・ 身体障がいのある方（身体障がい者手帳1・2級）
 - ・ 知的障がいのある方（療育手帳A又はAと同程度の手帳）
 - ・ 精神障がいのある方（精神障がい者保健福祉手帳1・2級）
 - ・ 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方）
※その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば台帳に登録できます。

▶ 災害時用援護者台帳の活用方法（例）

- ▶ 台帳の提供を受けた避難支援等関係者が、平常時に登録者を訪問して緊急時の避難等について打ち合わせを行ったり、緊急時の安否確認等に使用したりします。

【台帳活用による支援例】

自主防災組織・・・緊急時の対処方法の打ち合わせ、避難誘導等

民生委員・・・平常時からの見守り活動、安否確認等

倉敷市社会福祉協議会・・・復旧時のボランティア派遣支援等

公的機関（警察・消防機関等）・・・緊急時の救助活動を円滑に実施等

※台帳を提供する避難支援等関係者に、**台帳の利用による支援を義務付けるものではありません。**

地域防災コミュニティの創造

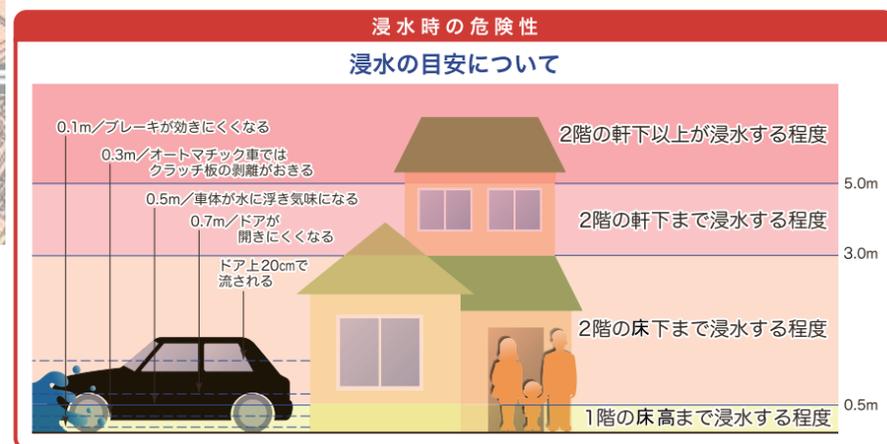
- ▶ 希薄になりつつあるコミュニティの再構築
- ▶ 顔の見える関係性
- ▶ 祭りの盛り上がる地域は防災力も高い
- ▶ 自主防災組織が活発な地域は町内運動会でも強い
- ▶ 地域防災のために挨拶運動をしている

**地域のことは
地域「全員参加」で決めて実行する**

中島地区のハザードマップ



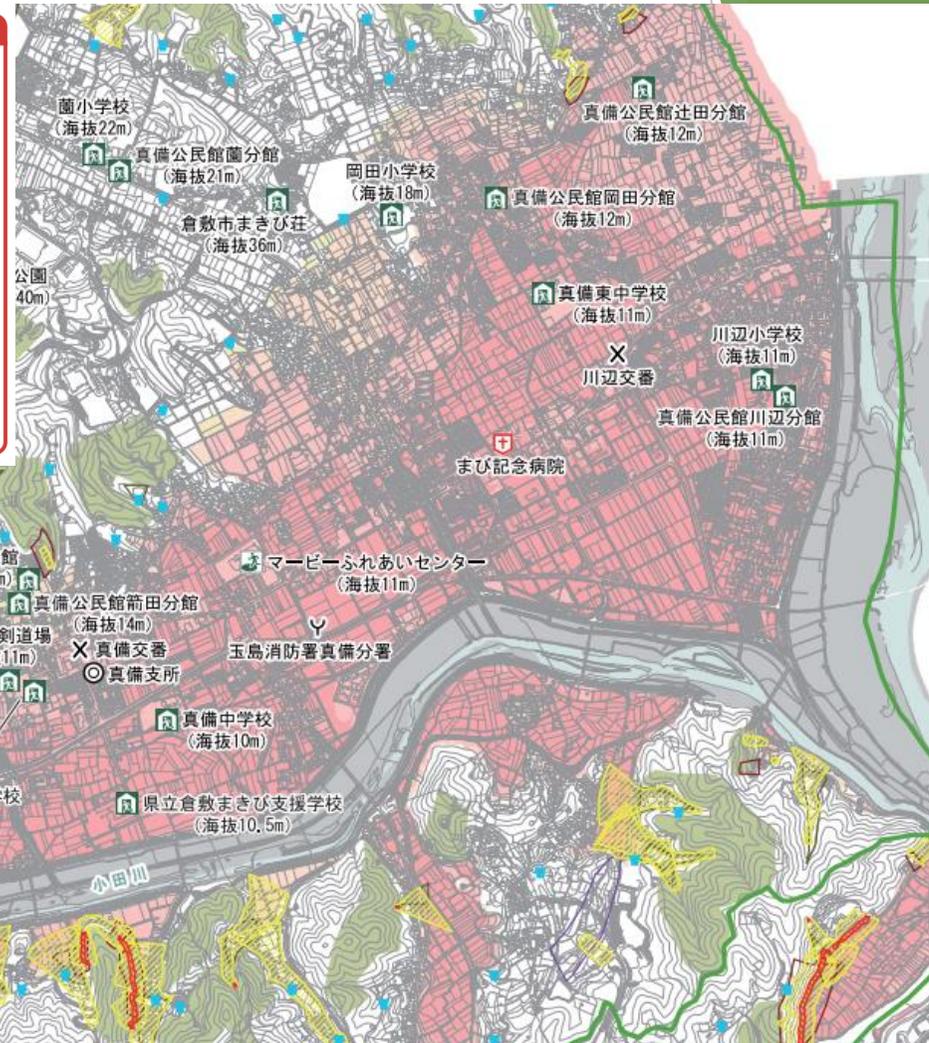
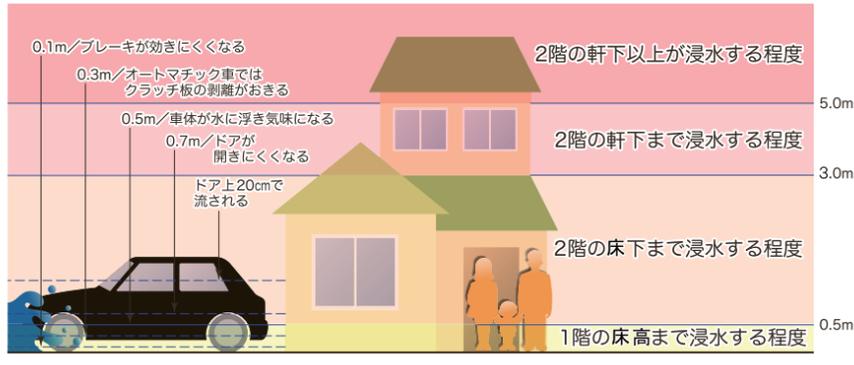
- ▶ 3.0mの浸水の可能性
- ▶ 2階への垂直避難で回避できる可能性



【参考】真備地区のハザードマップ

浸水時の危険性

浸水の目安について



- ▶ 5.0m以上の浸水の可能性
- ▶ 2階への避難では回避できない

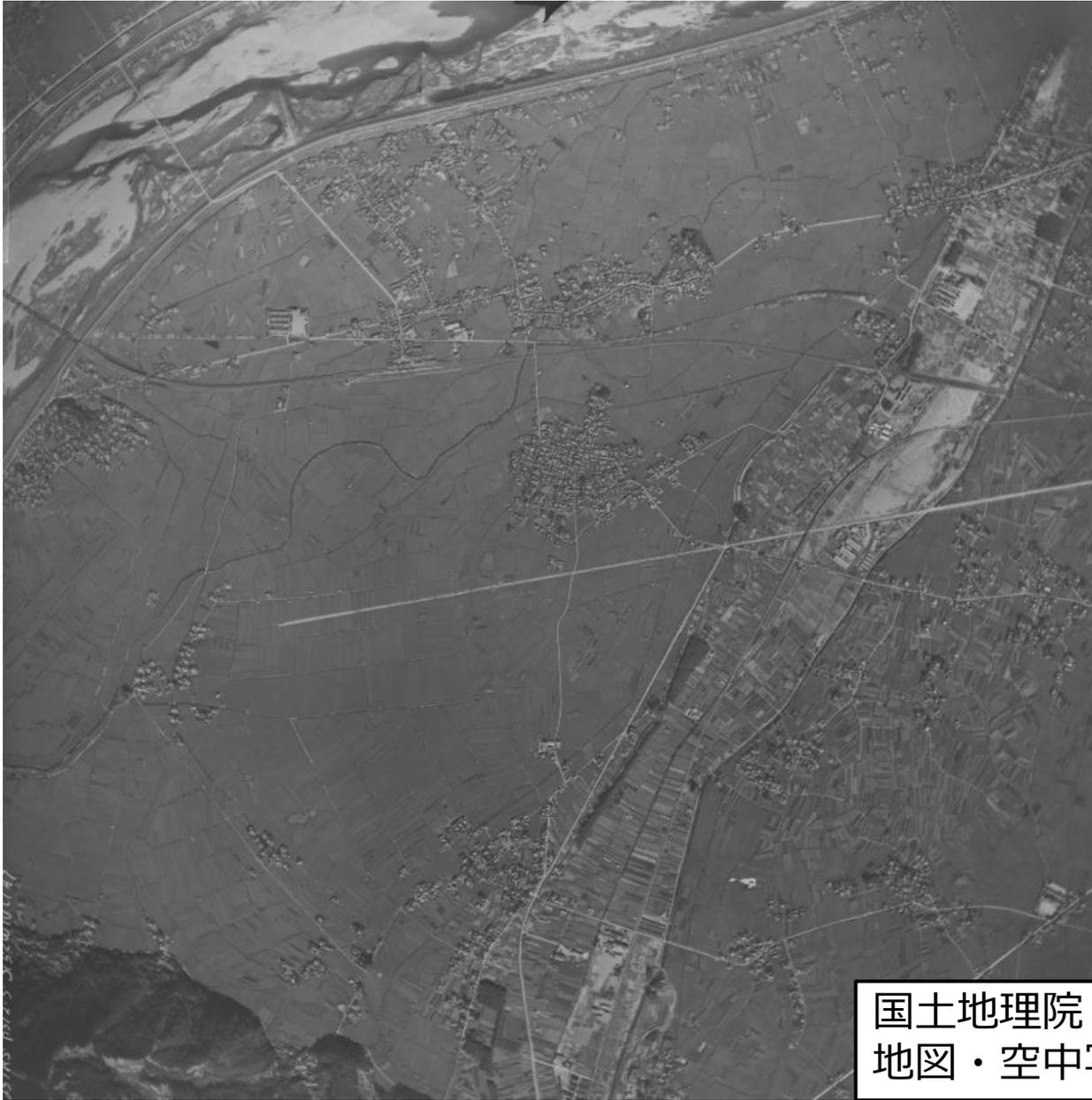
【参考】 明治26年10月洪水の中島地区



倉敷市中島・西阿知付近 浸水状況

- ▶ 高蔵寺では地盤から約4.0mの高さまで浸水

【参考】昭和22年の中島地区



国土地理院
地図・空中写真閲覧サービスより転載